

総理府令第 号

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の規定に基づき、環境影響評価法施行規則を次のように定める。

平成十年 月 日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

環境影響評価法施行規則

（方法書についての公告の方法）

第一条 環境影響評価法（以下「法」という。）第七条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 官報への掲載
- 二 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県の公報又は広報紙に掲載すること。
- 三 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
- 四 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

(方法書の縦覧)

第二条 法第七条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- 一 事業者の事務所
- 二 関係都道府県の協力が得られた場合にあつては、関係都道府県の庁舎その他の関係都道府県の施設
- 三 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(方法書について公告する事項)

第三条 法第七条の総理府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業が実施されるべき区域
- 四 法第六条第一項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

五 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

六 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

七 法第八条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(方法書についての意見書の提出)

第四条 法第八条第一項の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 意見書の提出の対象である方法書の名称

三 方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第三号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(準備書についての公告の方法)

第五条 第一条の規定は、法第十六条(法第四十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(準備書の縦覧)

第六条 第二条の規定は、法第十六条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第二条中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

2 第二条の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第十六条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第二条中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第一号及び第四号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

(準備書について公告する事項)

第七条 法第十六条の総理府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業が実施されるべき区域
- 四 関係地域の範囲
- 五 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

六 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

七 法第十八条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

2 前項の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第十六条の規定による公告について準用する。

この場合において、前項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、同項第七号中「法第十八条第一項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第十八条第一項」と読み替えるものとする。

（説明会の開催）

第八条 法第十七条第一項の規定による説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開

催するものとする。

2 前項の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第十七条第一項の規定による説明会について準用する。この場合において、前項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

(説明会の開催の公告)

第九条 第一条の規定は、法第十七条第二項の規定による公告について準用する。

2 法第十七条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業が実施されるべき区域

四 関係地域の範囲

五 説明会の開催を予定する日時及び場所

3 第一条及び前項の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第十七条第二項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と読み替えるものとする。

（責めに帰することができない事由）

第十条 法第十七条第四項の事業者の責めに帰することができない事由であつて総理府令で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- 二 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによつて説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

2 前項の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第十七条第四項の港湾管理者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、前項第二号中「事業者」とあるのは「港湾管理

者」と読み替えるものとする。

（準備書の記載事項の周知）

第十一条 法第十七条第四項（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による準備書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。
- 二 準備書の概要を公告すること。

三 前二号に掲げるもののほか、準備書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第一条の規定は、前項第二号の規定による公告について準用する。

（準備書についての意見書の提出）

第十二条 第四条の規定は、法第十八条第一項（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書について準用する。この場合において、第四条第一項第二号及び第三号中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

（評価書についての公告の方法）

第十三条 第一条の規定は、法第二十七条（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（評価書の縦覧）

第十四条 第二条の規定は、法第二十七条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第二条中「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

2 第二条の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第二十七条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第二条中「方法書」とあるのは「評価書」と、同条第一号及び第四号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

（評価書について公告する事項）

第十五条 法第二十七条の総理府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業が実施されるべき区域

#### 四 関係地域の範囲

#### 五 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

- 2 前項の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第二十七条の規定による公告について準用する。  
。この場合において、前項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と読み替えるものとする。

（判定により手続から離れる場合の公告）

第十六条 第一条の規定は、法第二十九条第三項の規定による公告について準用する。

- 2 法第二十九条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 法第二十九条第一項の規定による届出をした者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 法第二十九条第二項において準用する法第四条第三項第二号に規定する措置がとられた事業の名称、種類及び規模

三 法第二十九条第二項において準用する法第四条第三項第二号に規定する措置がとられた旨

3 第一条及び前項の規定は、法第三十二条第三項において準用する法第二十九条第三項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第一号中「法第二十九条第一項」とあるのは「法第三十二条第三項において準用する法第二十九条第一項」と、同項第二号及び第三号中「法第二十九条第二項」とあるのは「法第三十二条第三項において準用する法第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一条及び第二項の規定は、法第五十五条第二項において準用する法第二十九条第三項の規定による公告について準用する。この場合において、第二項第一号中「法第二十九条第一項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第二十九条第一項」と、同項第二号及び第三号中「法第二十九条第二項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

(対象事業の廃止等の場合の公告)

第十七条 第一条の規定は、法第三十条第一項の規定による公告について準用する。

2 法第三十条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなつた旨及び該当した号

四 法第三十条第一項第三号に該当した場合にあつては、引継ぎにより新たに事業者となつた者の氏名及

び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

3 第一条及び前項の規定は、法第三十二条第三項において準用する法第三十条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第三号及び第四号中「法第三十条第一項」とあるのは「法第三十二条第三項において準用する法第三十条第一項」と読み替えるものとする。

4 第一条及び第二項（第四号を除く。）の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第三十条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、第二項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港

湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、同項第三号中「法第三十条第一項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第三十条第一項」と読み替えるものとする。

5 第一条及び第二項の規定は、法第五十五条第二項において準用する法第三十条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、第二項第一号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等」と、同項第三号及び第四号中「法第三十条第一項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第三十条第一項」と、同号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

（評価書公告後の引継ぎの場合の公告）

第十八条 第一条の規定は、法第三十一条第四項の規定による公告について準用する。

2 法第三十一条第四項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

地)

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨

四 引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

3 第一条及び前項の規定は、法第三十二条第三項において準用する法第三十一条第四項の規定による公告について準用する。

4 第一条及び第二項の規定は、法第五十五条第二項において準用する法第三十一条第四項の規定による公告について準用する。この場合において、第二項第一号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等」と、同項第四号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

（環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告）

第十九条 第一条の規定は、法第三十二条第二項の規定による公告について準用する。

2 法第三十二条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 法第三十二条第一項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及び行うこととした  
手続

3 第一条及び前項の規定は、法第五十五条第二項において準用する法第三十二条第二項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第一号中「事業者」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「法第五十五条第一項に規定する新規対象事業等」と、同項第三号中「法第三十二条第一項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

（都市計画決定権者が手続を行う場合の読替え）

第二十条 法第四十条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合におい

ては、第一条から前条まで（第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第三項、第十条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項、第十六条第三項及び第四項、第十七条第二項第四号及び第三項から第五項まで、第十八条第三項及び第四項並びに前条第三項を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、第一条及び第二条中「第七条」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条」と、同条第一号及び第四号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第三条中「法第七条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第七条」と、同条第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同条第二号から第四号までの規定中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同号中「法第六条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、同条第七号及び第四条第一項中「法第八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項において準用する場合を含む。」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条」と、第六条第一項及び第七条第一項中「法第十六

条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条」と、同項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第七号中「法第十八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項」と、第八条第一項中「法第十七条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十七条第一項」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第九条第一項及び第二項中「法第十七条第二項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十七条第二項」と、同項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第十条第一項中「法第十七条第四項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十七条第四項」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第十一条第一項中「法第十七条第四項（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十七条第四項」

と、第十二条中「法第十八条第一項（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項」と、第十三条中「法第二十七条（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十七条」と、第十四条第一項及び第十五条第一項中「法第二十七条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十七条」と、同項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画対象事業」と、第十六条第一項及び第二項中「法第二十九条第三項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十九条第三項」と、同項第一号中「法第二十九条第一項の規定による届出をした者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十九条第一項の規定による届出をした者の名称」と、同項第二号及び第三号中「法第二十九条第二項において準用する法第四条第三項第二号」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十九条第二項において準用する、法第三十

九条第二項の規定により読み替えて適用される法第四条第三項第二号」と、第十七条第一項及び第二項

(第四号を除く。)中「法第三十条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十条第一項」と、同項第一号中「事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第十八条第一項及び第二項中「法第三十一条第四項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一条第四項」とする。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、法の施行の日(平成十一年六月十二日)から施行する。ただし、第一条から第四条まで、第二十条(第一条から第四条までに係る部分に限る。)及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

### (法附則第四条第一項の規定により手続を行う場合の手続)

第二条 第一条及び第十六条第二項の規定は、法附則第四条第二項において準用する法第二十九条第三項の

規定による公告について準用する。この場合において、第十六条第二項第一号中「法第二十九条第一項」とあるのは「法附則第四条第二項において準用する法第二十九条第一項」と、同項第二号及び第三号中「法第二十九条第二項」とあるのは「法附則第四条第二項において準用する法第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

2 第一条及び第十七条第二項の規定は、法附則第四条第二項において準用する法第三十条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、第十七条第二項第一号中「事業者」とあるのは「法附則第四条第一項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「法附則第四条第一項に規定する第一種事業又は第二種事業」と、同項第三号及び第四号中「法第三十条第一項」とあるのは「法附則第四条第二項において準用する法第三十条第一項」と、同号中「事業者」とあるのは「法附則第四条第一項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

3 第一条及び第十八条第二項の規定は、法附則第四条第二項において準用する法第三十一条第四項の規定による公告について準用する。この場合において、第十八条第二項第一号中「事業者」とあるのは「法附

則第四条第一項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「法附則第四条第一項に規定する第一種事業又は第二種事業」と、同項第四号中「事業者」とあるのは「法附則第四条第一項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

4 第一条及び第十九条第二項の規定は、法附則第四条第二項において準用する法第三十二条第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十九条第二項第一号中「事業者」とあるのは「法附則第四条第一項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「法附則第四条第一項に規定する第一種事業又は第二種事業」と、同項第三号中「法第三十二条第一項」とあるのは「法附則第四条第二項において準用する法第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

(法施行前に方法書の手続を行う場合の届出)

第三条 法附則第五条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を届け出て行うものとする。

一 法の施行後に事業者となるべき者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主た

る事務所所在地)

二 法附則第五条第一項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業の名称、種類及び規模

三 法附則第五条第一項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業が実施されるべき区域

四 法の施行後に法第六条第一項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域となすべき地域の範囲

五 法附則第五条第一項の規定に基づき、法第五条から第十二条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨

2 前項の規定は、法附則第五条第六項において準用する同条第二項の規定による届出について準用する。

この場合において、前項第一号中「事業者となるべき者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「法第四十条第一項の規定により環境影響評価その他の手続を事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者の名称」と、同項第二号及び第三

